

補助金概要調書

補助金名	社会福祉法人軽減事業補助金			
所管部課	福祉保健部長寿社会課 (TEL 23-5156(直通))			
補助対象者	社会福祉法人			
補助開始年度	平成12年			
交付目的	生活困難者に対する介護保健サービスに係る利用者負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	9,481千円 (9,481)千円	6,130千円 (6,130)千円	5,500千円 (1,375)千円	6,000千円 (1,500)千円
補助事業の内容	社会福祉法人が、市の認定した生計困難な者に対し介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した場合、その費用の一部を補助する。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		6,000千円	
	内補助対象経費		6,000千円	
	補助対象経費の内訳		社会福祉法人等軽減事業補助金 特養 5,964,000円 ショート 36,000円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		補助対象額：介護保険サービスに係る利用者負担額のうち法人が軽減した額 補助額：本来の利用者負担額に対する補助対象額の割合が1%までの部分は補助なし、1%を超え10%までの部分は1/2、10%を超える部分については全額	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 1/2 県 1/3 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	介護保険を利用する際に利用者負担が減額されることにより、収入の少ない者でも安心して介護サービスが利用できる。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	「社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業実施要綱」(平成12年5月1日付け老発第474号)に基づき実施するもので、法令に根拠を置く制度に準じたものであることから、当面、終期の設定は行わない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				